

《払戻金制度に関する事項》

当事業所は払戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を払戻する制度）を設けています。詳細は以下の通りです。

求職者が入職日より１８０日以内に自己都合により退職した場合、又は入職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る。）は、紹介料のうち、勤続年数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に現金にて振込む方法により返還するものとする。（振込手数料は当事業所の負担とする。）また、求人者は求職者の退職から３０日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から３０日を超えた後に連絡を受けたものに関しては、返金しないものとする。

勤続年数	返還する紹介料の割合
入職９０日以下	５０％
入職９１日以上１８０日以下	２５％